積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事	業	年	度	令和 7年度			
設	計	年	月	令和 年 月			
予	算	科	目	款	項	目	節
工	事	場	所	京都市南区上鳥羽火打形町	地内		
路線	名又に	は河川	名等				
工	事	-	名	公園施設改修工事(火打形公	園)		
エ			期	契約日の翌日から令和 8年	3月13日まで		
事	業	课 (所	·) 名	南部土木みどり事務所		単価使用年月 令	和年月
工	事	番	号			歩掛適用年月 令	和年月
変	更	口	数			基準適用年月令	和年月
主	工	•	種			単 価 地 区	
前	払 会	金支	出			調整区分	

京都市 建設局



工事概要

施工箇所	工箇所									
運動施設修繕工	m2	991	運動施設整備工	m2	240					
給水設備工	式	1	サービス施設整備工	式	1					

施工理由

本件は、火打形公園のスケートボードパークにおいて、滑り面の修繕及び周辺施設の整備を行うことにより施設の長寿命化及び利用者の利便性向上を図るものである。

				設計		請負額			
				金額	増減額	金額	増減額		
	事	費	前回	円	Ш	円	ш		
	7	貝	今回	円	1 1	円	l 1		
内	工事	価格	前回	円	Ш	円	Ш		
YJ	工 亊	1Ш 11 1 1	今回	円	1 1	円	1.1		
訳	消費税	扣坐餌	前回	円	Ш	円	Ш		
可人	旧負 你/	伸出領	今回	円	[-]	円	П		
支	公	· 費	前回	円	Ш	円	ш		
	支 給 品	1月	今回	円	Г	円	П		

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	 使	用	年	月	2025年9月	
歩	掛	適	用	年	月	2025年9月	
基	準	適	用	年	月	2025年9月	
単	,	価	地		区	2601: I 地区	
調	Ī	整	区		分	本附帯工事	
共通仮	設費(率計上)				
主	た	Z	;	工	種	09:公園工事	
施	エ	地填	英 等	補	正	市街地 (DID補正) (1) - 3	1.2
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
現場管	理費						
施	エ	地填	英 等	補	正	市街地 (DID補正) (1) - 3	1.1
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
一般管	理費						
前打	ム金支	出割。	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
【修繕工事】								
運動施設整備工	運動施設修繕工 (スケートボード場)	切削研磨・表面仕上げ (エリア1)	切削研磨方法:ポリッシャ,表面強化剤:浸透性コンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止剤		m2	13, 300	材工共	
		切削研磨・表面仕上げ (エリア2)	切削研磨方法:ハンドグラインダー, 表面強化剤:浸透性コンクリート表 面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート 用吸水防止剤		m2	33, 400	材工共	
		切削研磨・表面仕上げ (エリア3, ボウル部)	切削研磨方法:ハンドグラインダー, 表面強化剤:浸透性コンクリート表 面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート 用吸水防止剤		m2	43, 000	材工共	
		切削研磨・表面仕上げ (エリア3,プール部・スロープ部)	切削研磨方法:ハンドグラインダー, 表面強化剤:浸透性コンクリート表 面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート 用吸水防止剤		m2	33, 400	材工共	
		切削研磨・表面仕上げ (エリア3,プール部・スロープ部)	切削研磨方法:ポリッシャ,表面強化剤:浸透性コンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止剤		m2	13, 300	材工共	
【周辺整備工事】	運動施設整備工	残土等処分	土質:土砂		m3	2, 550	処分費	

設計内訳書 (修繕工事)

工事名 公園施設改修工事(火打形公園)					事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
 也設整備							
		式	1				
運動施設整備工			-				
		式	1				
運動施設修繕工 (スケートボード場)		II,	1				
		式	1				
切削研磨・表面仕上げ (エリア1)	切削研磨方法:ポリッシャ,表面強化剤:浸透性コンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止剤	. 0	201				
切削研磨・表面仕上げ	切削研磨方法:ハンドグラインダー,表面強化剤:浸透性コ	m2	321				
(エリア2)	ンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止 剤						
	日本月丁日華十分 - ハ * ト * ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	m2	34				
切削研磨・表面仕上げ (エリア3,ボウル部)	切削研磨方法:ハンドグラインダー,表面強化剤:浸透性コ ンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止 剤						
() / 0, 4 // 10/		m2	56				
切削研磨・表面仕上げ (エリア3,プール部・スロープ部)	切削研磨方法:ハ\ドグラインダー,表面強化剤:浸透性コ ンクリート表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止剤	m2	365				
切削研磨・表面仕上げ	切削研磨方法:ポリッシャ,表面強化剤:浸透性コンクリート	MZ	300				
(エリア3,プール部・スロープ部)	表面強化剤,吸水抑制剤:コンクリート用吸水防止剤						
- II IN.	A-P Mer La Nata - TTI table - e a la a - de lade	m2	215				(lane)
目地補修	補修方法:研磨・モルタル充填						(概)
		m	400				
サービス施設整備工							
		式	1				
作業土工		- 4	-				
		<u>+</u>					
床掘り	土質:土砂,施工方法:小規模	式	1				(概)
(参考数量)	3						(1994)
(m)		m3	1				(Imt)
埋戻し (参考数量)	土質区分: 土砂, 土質: 土砂施工方法: 小規模						(概)
(沙勺妖里)		m3	0.8				

- 1 -

設計内訳書 (修繕工事)

公園施設改修工事(火打形公園) 工事区分・工種・種別・細別 規格 単位 数量 単価						
規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	式	1				
へ、ゲークの種類:背付き、ベンチの規格:50kg以上、ベンチの 材質:再生木材						(概)
	基	5				
	式	1				
		_				
	式	1				
ベンチの種類:背付き		-				(概)
	其	5				
構造物区分:鉄筋構造物,工法区分:人力施工	25	0				(概)
	m3	0.3				
殻種別:コンクリート殻(無筋)	mo	0.0				(概)
	m3	0.3				
殻種別:コンクリート殻(無筋)	mo	0.0				
	m3	0.3				
	mo	0.0				
	 	1				
		1				
	 	1				
交通誘導警備員B	1	1				
	, ,	20				
	八日	20				
	 	1				
	14	1				
		1				
	ペンチの種類:背付き、ペンチの規格:50kg以上、ペンチの材質:再生木材 ペンチの種類:背付き 構造物区分:鉄筋構造物,工法区分:人力施工 殻種別:コンクリート殻(無筋) 殻種別:コンクリート殻(無筋)	式 ペンチの種類:背付き,ペンチの規格:50kg以上,ペンチの 材質:再生木材 基 式	式 1	式 1 1 1 1 1 1 1 1 1	式 1 ハンナの種類: 青付き、ベンナの規格: 50kg以上、ベンナの 材質: 再生木材 基 5	規格 単位 数量 単価 金額 数量・金額増減 式

- 2 -

設計内訳書 (修繕工事)

工事区分・工権・種別・部別 規格 単位 数量 単価 全額 数量・全額増減 指展 標格条件工 式 1	工事名 公園施設改修工事(火打形公園)					事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
関係を注	概略発注工								
設計内訳書の区分別の機略発注 I.			式	1					
大通仮設	設計内訳書の区分別の概略発注工		式	1				(概)を参照	
共通仮設 式 1 共通仮設費 (率計上) 式 1 純工事費 式 1 現場管理費 式 1 工事原価 式 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 ボ 1 ゴ 1 工事価格 式 1 工事費計 式 1	直接工事費								
大			式	1					
共通仮設費 (率計上) 式 1 現場管理費 式 1 工事価格 式 1 工事費計 式 1 工事費計 式 1 工事費計 工事費計	共通仮設								
成工事費 規場管理費 式 1 工事原価 式 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 消費稅額及び地方消費稅額 式 1 工事費計 式 1			式	1					
 純工事費 現場管理費 式 1 工事原価 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 工事価格 式 1 工事価格 式 1 工事費計 式 1 工事費計 式 1 工事費計 	共通仮設費 (率計上)								
 純工事費 現場管理費 式 1 工事原価 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 工事価格 式 1 工事価格 式 1 工事費計 式 1 工事費計 式 1 工事費計 			式	1					
現場管理費 式 1 工事原価 式 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計	純工事費								
現場管理費 式 1 工事原価 式 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計			式	1					
工事原価 式 1 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 1	現場管理費								
工事原価 式 1 1 一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 1			式	1					
一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計 式 1	工事原価								
一般管理費等 式 1 工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計 式 1			式	1					
工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計	一般管理費等								
工事価格 式 1 消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計 式 1			 	1					
消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計 1	工事価格			1					
消費税額及び地方消費税額 式 1 工事費計 式 1			 	1					
工事費計	消費税額及び地方消費税額		14	1					
工事費計			<u> </u>	1					
	工事費計		IV.	1					
			式	1					

- 3 -

設計內訳書 (周辺整備工事)

工事名 公園施設改修工事(火打形公園)					事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
設整備							
		式	1				
運動施設整備工		- 7					
		式	1				
作業土工		10	1				
		式	1				
床掘り	土質:土砂,施工方法:小規模	八	1				(概)
(参考数量)							(194)
土砂等運搬	土質: 土砂(岩塊·玉石混り土含む)	m3	50				(概)
工业中国	12 10 (12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1						(115/L)
The Lower In The	土質: 土砂	m3	50				
残土等処分	工具・工作						
		m3	50				
運動施設整備工 (初心者スペース(エリア4))							
		式	1				
上層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:RC-40,仕上り厚:10 0mm						(概)
		m2	240				
コンクリート舗装	厚さ:100mm,コンクリート規格:18-8-25BB						(概)
		m2	240				
目地設置	厚さ:3mm,深さ:100mm,目地材:ポリユリア樹脂目地材						(概)
		m	40				
給水設備工		111	40				
		式	1				
水栓類取付工		八	1				
44 - Haysay 64 1.4							
給水装置設置	止水栓·量水器設置,付帯作業込み	式	1				(概)
和小衣巨以巨	五万正 至小明队已, [7] [1] [1] [7]						(144.)
		箇所	1				

- 4 -

設計內訳書 (周辺整備工事)

工事名 公園施設改修工事(火打形公園)			事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
給水管路工							
		式	1				
給水管路設置	経: Φ20, 付帯作業込み						(概)
		m	20				
仮設工							
		式	1				
交通管理工			-				
		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	-					
		人目	10				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工		-					
設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の1124.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				

- 5 - 京都市

設計內訳書 (周辺整備工事)

工事名 公園施設改修工事(火打形公園)					事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 公園施設改修工事(火打形公園)

工事場所 京都市南区上鳥羽火打形町 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

第3条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)|又は「月単位の週休2日|の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
 (https://www.city.kyoto.lg.ip/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
 - 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること(様式不問)。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第5条(現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 公園利用者の安全を最優先に施工を行うこと。
- 2 各公園での施工前には工事予告看板等を掲示すること。
- 3 運動施設修繕工と運動施設整備工は同時に施工せず、施工期間であってもスケートボードが 利用できるスペースを確保すること。
- 4 給水設備工に関して、給水装置(止水栓・量水器)の位置は、本市上下水道局との協議のうえ決定することとし、その結果については協議完了後に指示する。

第6条(施工時間)

標準的な作業時間帯(準備後片付け含む)は、8時30分から17時30分まで(施工時間:9時から17時)とする。ただし、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成		昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
適宜	1名	交通誘導警備員B	適宜	昼 間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置 するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする

3 監督職員の確認に関する事項

第8条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料·製品	備考
プレキャストコンクリート製品	「品質管理基準及び規格値」
(JIS I 類、JIS Ⅱ類含む)	(区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品 (「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品
運動施設修繕工		表面強化剤、吸水抑制剤
ベンチ・テーブル工		ベンチ
水栓類取付工	止水栓、量水器	
給水管路工	給水管	

第9条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、不可視部分等の判別できる施工管理記録(出来形成果表等)や写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

第11条(立会確認)

立会確認の必要が生じた場合は適宜指示する。立会を行う場合は、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

4 建設副産物に関する事項

第12条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項	設計運搬距離
	の許可を受けた施設	$L = 2 \ 2.4$
(無筋)	京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48-1 他	km

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立て るものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材 株式会社	設計運搬距離
昼間	京都府京都市西京区樫原芋峠 60-3	$L = 8.2 \mathrm{km}$

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の 対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第13条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごと	(1)/□=/L	仮設工事	□手作業
	①仮設	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事	□手作業
0		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
作業	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業
内		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
容及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
及び		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体方法	少半件円病 吅	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

- 第14条(受注者希望型におけるICT活用工事の試行)
- 1 本工事は、「京都市建設局 I C T 活用工事試行方針(案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行方針」という。)及び「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領(案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行要領」という。)の内容に従い I C T 活用工事を試行できる。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html)
- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、I CT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①~⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工(修繕工)の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり 選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの 段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要となる見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第15条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第16条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

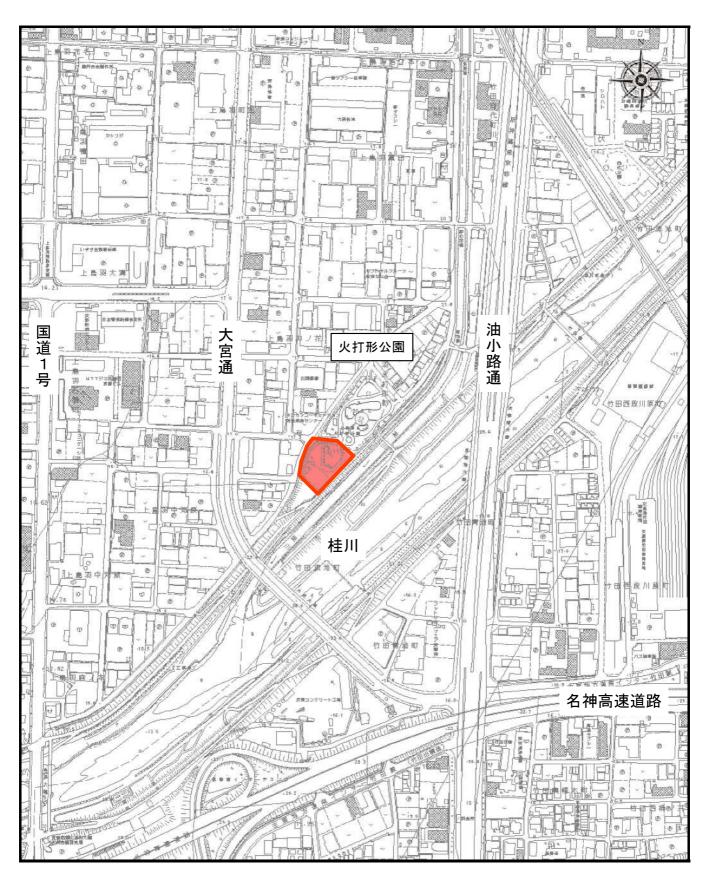
(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第17条(地元等との調整)

本工事は、スケートボード場の形状や滑面状況等について、地元スケートボード協会の意向を踏まえつつ進めていくこととする。そこで、施工前や施工中に同協会の意向を確認する場を設ける。その内容に基づき施工すること。

箇 所 図



S=1/7500

:施工箇所